

# 平成29年度 学校いじめ防止等のための基本的な方針

長野市立古牧小学校

## 1 いじめ防止等の対策ための基本的な方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第十三条により、古牧小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

### 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

教育活動全般において、学校教育目標にある「道一筋に励む古牧の子ども」の中にある協動の精神を忘れることなく子どもの育成を図る。

#### ①規律ある授業、成就感・達成感のある授業

- ・「わかる授業」のあり方、「学習の約束」を共通理解し、授業研究会をする。

#### ②清掃を通して心を養う

- ・指導計画をたて、思いやりや感謝の心を養う。

#### ③人権教育の視点に立った授業

- ・他者への共感、友とのかかわり、表現力の向上、学習形態のあり方等の視点から授業づくりを推進する。

#### ④互いの違いを認め合うなかよし旬間

- ・なかよし旬間で、友だちのよいところを書いてなかよしの木を作るなどの活動をする。

#### ⑤姉妹交流を中心としたペア活動

- ・ペア給食、ペア読書、ペア清掃など縦割りで行うことで、高学年の自覚づくり

#### ⑥互いを受容し、認め合う学級活動

- ・学級内のコミュニケーションを活性化させる活動を推進する。

#### ⑦老人クラブや地域の方との交流体験活動

- ・地域に生きることの自覚と高齢者を敬う気持ちの醸成を行う。

#### ⑧人権感覚の向上研修

- ・子ども理解を柱にした研修および課題となってきた情報モラル研修等で、人権について向上研修を行う。

#### ⑨相談週間とアンケートの実施での児童の気持ちを把握

- ・日々のコミュニケーションに加えて、相談週間やアンケートで児童の実態を探る。

#### ⑩友だち関係や教師の子どもたちへの関わりの見返し

- ・いじめの芽、友だち関係のきしみについてアンケートを通して把握する。

## 2 いじめの防止等のための取組み

### (1) 学校の「いじめ予防委員会」の位置づけ

#### ①構成員

登校支援コ・生徒指導主事・人権教育（いじめ予防）委員会主任・教務主任・教頭

#### ②役割

○学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価を行う。

- 取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- 個別相談や相談窓口に寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し、対応を検討する。
- 情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカースクールサポーター等の協力を得るとともに、対応が困難な場合の体制を整えておく。

## 2 いじめ防止等の取組

### (1) いじめの未然防止・早期発見の取組

#### ① いじめの未然防止の取組

##### ア 授業づくりの視点から

###### 〈規律ある授業・成就感・達成感のある授業〉

- ・ 授業の決まりを重視しながら、成就感・達成感のある「わかる授業」のあり方を考え、確実な学習内容の定着を心がける。
- ・ 「わかる授業」のあり方、「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての児童が安心して学習できるようにする。
- ・ 家庭学習のモデルを使い、家庭と連携して学びの達成感や成就感が味わえるようにする。
- ・ 立腰の時間を通し、姿勢を正し、息を整え、落ち着いて学ぶことができるようとする。

###### 〈道徳教育の充実〉

- ・ 毎週指導計画を立案し、実践につなげる。
- ・ 道徳の授業を通し、自らのもつ価値感を広め、深めていく。
- ・ 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・ 被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、児童に訴える。
- ・

###### 〈人権教育の視点に立った授業〉

- ・ 人権教育の研究を推し進め、他者の思いに共感する授業、自尊感情を高める授業、かかわり合いや表現力が高まる授業づくりについて研究を進める。授業研究会も実施する。
- ・ グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、児童が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
- ・ 11月に人権やいじめを題材とした授業を実施する。

##### イ 人間関係づくりの視点から

###### 〈互いの違いを認め合う人権週間〉

- ・ なかよし旬間で、友だちのよいところを書いてなかよしの木を作るなどの活動をする。
- ・ 11月に人権講演会を実施する。

###### 〈互いを受容し、認め合う学級活動〉

- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようとする。
- ・ 共遊で時間にて、構成的グループエンカウンターを行い、人間関係づくりを行う。
- ・ 学級合唱、学級レクなど児童生徒が気持ちを一つにして取組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。
- ・ 清掃・給食・当番活動等の平常活動や行事を通して、互いのよさを認め合う場を設ける。

#### 〈交流体験活動の充実〉

- ・ 異学年交流や地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。
- ・ 6年生による老人クラブとみなさんとの交流・5年生によるしめ縄づくりによる交流
- ・ 児童センターの幼児講座に参加しての交流

#### ウ 研修の視点から

##### 人権感覚の向上研修

- ・ 6月に職員向けに、いじめチェックシートを用いた児童理解研修を実施する。
- ・ 6月までに職員間で学級経営案の発表や、子ども理解についての研修を実施する。
- ・ 7月にPTAと連携し、保護者向けに情報モラル研修を実施する。

#### エ 関係機関とのネットワークづくり

- ・ 毎月、相談機関、警察関係機関との連絡を取り合う。

#### ② いじめの早期発見の取組

##### ア 児童生徒の実態把握の視点から

##### 〈アンケート調査の活用〉

- ・ 3ヶ月ごとに、あるいは状況に応じて「いじめアンケート」を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、児童生徒と相談を行ったりする。

##### 〈定期的な教育相談〉

- ・ 学期に一回、教育相談の機会をとり、朝や放課後に相談の時間を設定する。
- ・ 4月の家庭訪問、12月の保護者懇談の際には、保護者、児童から人間関係で困っていることがないか、気になることはないか聞くようとする。
- ・ 相談カードを用いて時間と相談したい教員を児童が決め、担任や相談係に提出し、時間と場所を決めて相談するような工夫をする。カードへの記述を通して、相談に応じる場合もある。

##### 〈楽しい学校生活を送るためのアンケートの活用〉

- ・ 1学期に行った結果から児童一人一人の状況を把握し、緊急な用件については個別懇談を行い事態の収拾を図っていく。緊急性のないものについては今後の支援の方向を検討し、学級経営や児童との面談に生かす。

##### 〈日々のコミュニケーション〉

- ・ 何気ない日常における雑談、日記を通して、児童の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。
- ・ 保健室の対話の中で、児童が心のうちを語る場合もある。保健室における児童生徒の言葉に耳を傾け、背景にある思いを受けとめるようにする。

##### 〈児童の観察〉

- ・ 教師が児童とともに過ごす時間を確保し、児童の表情を観察したり、声掛けをしたりする。
- ・ 授業において、人間関係のトラブルが要因で友とのかかわりがちににくい様子が見られたり、気持ちが学習に向かなかつたりする場面も見られることがある。授業中の児童の様子を丁寧に観察する。

#### 〈保護者との連携〉

- ・ 校内相談窓口を設け児童や保護者に周知する。
- ・ 児童について気になることがあった場合には、遠慮せずに学校に相談するよう、通信を通して呼びかける。

#### 〈職員間の連絡〉

- ・ からかいやふざけでも関係職員にメモ・口頭で報告・情報共有する等、いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめの防止等の対策のための組織」等と情報を共有し、指導の方向を適切に判断できるようにする。また、そのための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。
- ・ 職員会・学年会ごとに、児童に関する情報を共有し、児童理解に努める。

#### イ 相談窓口の提示の視点から

##### 〈相談機関の掲示〉

- ・ 年度当初、児童、保護者向けに、相談機関を一覧にした通信を発行する。
- ・ 相談機関一覧を各教室に掲示する。

#### ウ 学校への評価

学校公開日の折に、保護者にアンケートを無記名で行い、学校への意見・要望を集約する。

- ・ 6月、2月に学校評議員会を実施し、いじめ防止、発見、対応について評価していただくとともに、児童の様子に関する感想、意見を集約する。

### (2) いじめが起きたときの対応

#### ア いじめ対応マニュアルの充実の視点

別表1 「いじめ未然防止、早期発見、早期対応に関する取組」の「いじめに対する対応」参照  
別表1のように対応のフローを作成する際には、以下の点がポイントになります。

- 「いじめ防止委員会」が組織的な対応の中心となるように見直す。
- 一致したぶれない支援・指導のために、支援・指導方針の検討、判断の場面を位置づける。
- 具体的な対応をするために、「だれが、何を、どのように、いつまでに」などを事案に応じて決めだす。
- 「全体像の把握（事実確認）」、「いじめられた児童、保護者への支援」、「いじめた児童への指導と保護者への助言」、「いじめが起きた集団への指導」などの段階の支援・指導のポイントを示しておく。
- 学校の設置者（教育委員会）や関係機関（警察、児童相談所等）への報告や連携体制を整えておく。

#### イ 支援・指導のポイント

##### 〈いじめの発見・通報を受けたときの対応〉

- ・ いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。速やかに「いじめの防止委員会」に報告する。
- ・ いじめを目撃したら、その場で阻止する。暴力を伴う時は、即時他の教職員に連絡する。教師が暴力行為などを阻止している場合、他の教職員への連絡は児童に頼む場合もある。
- ・ 関係職員を含む「いじめの防止等の対策のための組織」の職員が、分担して速やかに関係児童から、事実と気持ちを正確に聴き取る。

- ・ 聴き取りはできるかぎり、同時刻かつ個別に実施する。

〈いじめられた児童へ支援〉

- ・ 信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方)と連携し、寄り添える体制を作るとともに、安心して学習やその他の活動に取組むことができるような環境を整える配慮を行う。
- ・ 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝えたうえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。

〈いじめた児童へ〉

- ・ いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・ 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返ったり、いじめられた児童の心情を想像したりしながら、心に落ちるような指導を行う。
- ・ 不満やストレス、背景を理解しつつ、その発散の仕方を考えさせる。
- ・ いじめた児童の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。  
→必要に応じて別室指導・出席停止の措置をとる。(学校教育法に準じて)

〈いじめを見ていた児童へ〉

- ・ いじめを見ていた、知っていた児童には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・ はやし立てたり、同調したりしていた児童には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・ 集団全体が「いじめを絶対になくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

〈保護者との連携〉

- ・ いじめが発見された場合は、即日複数教員で関係児童の家庭訪問をする。調査結果、事実の報告をする。学校との連絡方法についても話し合う。

(3) ネット上のいじめへの対応

児童の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

- ・ アンケートを通しての実態把握をもとに、未然防止の観点から児童に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。
- ・ 児童間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

## 別表1

### ネット上のいじめへの対応

#### ネットいじめにはどのようなものがあるか

《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
  - 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
  - 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。
- 《メールでの「ネット上のいじめ」》
- 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
  - 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
  - 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
  - グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずししたり、悪口や不適切な画像を送りあったり



#### ネットいじめの特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が児童や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要があります。

#### 【ネット上のいじめへの対応手順】フロー

##### 《「ネット上のいじめ」の発見／児童、保護者等からの相談》

学校では児童の様子の変化を観察し、いじめの兆候を見逃さないように心がけるとともに、児童や家庭からの相談がしやすいように相談窓口を周知しておく。

##### 《対応チームの編成》

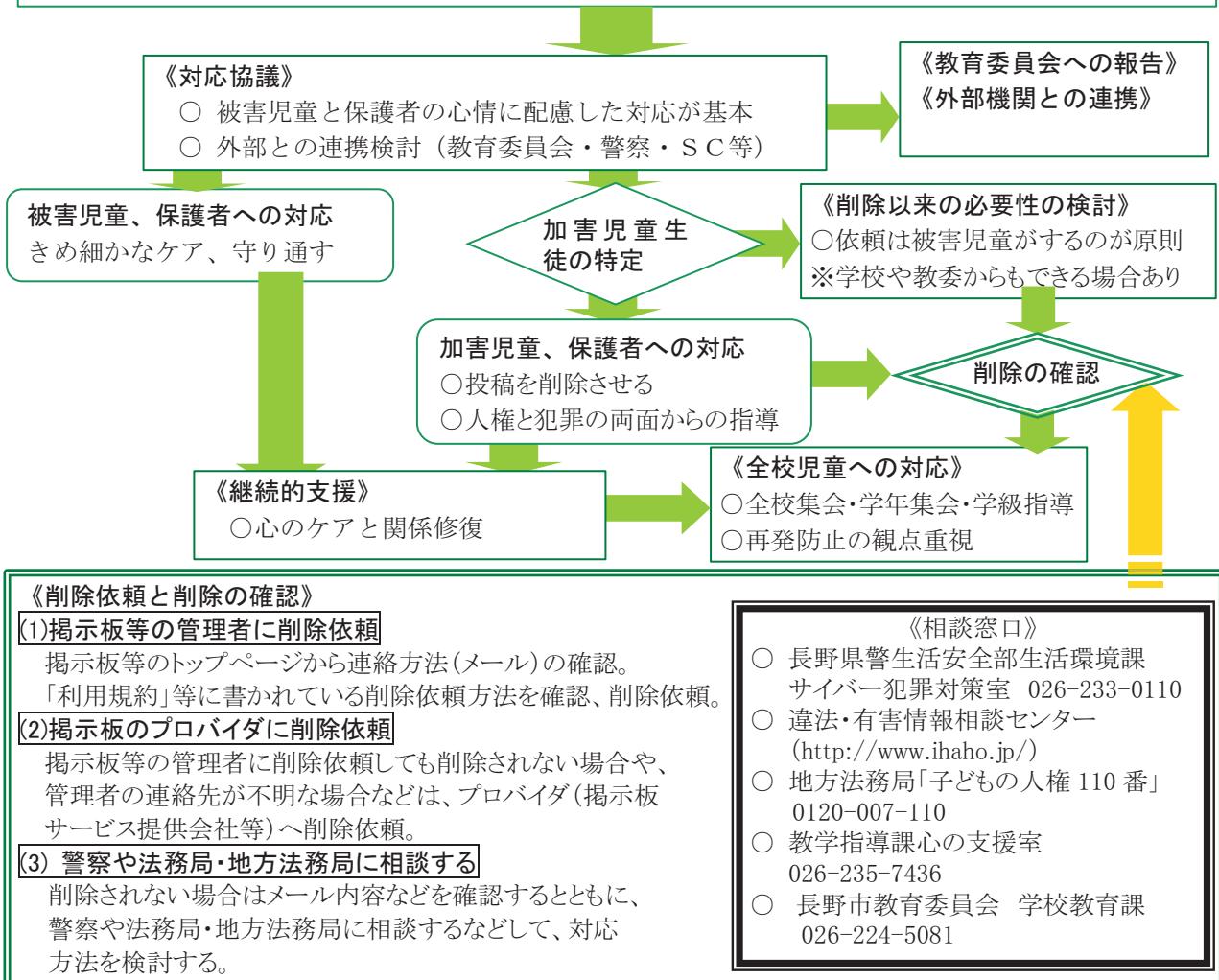
学校長を中心とする対応チームを編成し、指導方針や役割分担を確認する。



### 《事実確認と実態把握》

- 被害児童とその保護者の了解のもと、以下の確認をする。
  - ① 証拠の保全、② 発見までの経緯、③ 投稿者の心当たり、④ 他の児童の認知状況
- ◇書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。掲示板等の中には、パソコンから見ることができないものも多いため、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。



#### (4) 関係機関と連携した取組

- ・ 和田交番、中央警察署と学校と日常的な連携のための窓口交換をする。
- ・ 地域の行事や活動に児童が積極的に参加するような仕組を地区の常任さんと相談する。

#### (5) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた児童や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

## 《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※ 「いじめにより」とは、上記の児童生徒の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
- 例えば、「児童が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。
- ※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

### ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野市教育委員会に報告する。

### イ 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「拡大いじめ防止委員会」を立ち上げる。
- ・ 関係児童、保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

### ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

長野市教育委員会の判断の下、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

#### 〈調査委員会の設置〉

当該重大事態に応じて、学校は長野市教育委員会の判断の下、調査委員会を設置する。

#### 〈組織の構成〉

「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の構成員

（学級担任、養護教諭、生徒指導担当、管理職、関係教職員等）

必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）、その他の関係者（スクールソーシャルワーカー、保健師、学校評議員、民生委員、弁護士、医師等）を拡充する。

### エ 調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取組む。

〈いじめられた児童からの聴き取り〉

- ・ いじめられた児童を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた児童の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

〈いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合〉

- ・ 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

#### オ 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった児童の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国 の 基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）（文科省）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

#### カ 調査結果の提供及び報告

〈いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供〉

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様子であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・ いじめられた児童及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

〈調査結果の報告〉

調査結果については、長野市教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

#### キ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。